

まちづくり推進会議のこれまでの経過

第1期（平成19・20年度）

平成19年度 第1回（平成19年9月19日）

- ・ 委員の委嘱、会長・副会長の選出
- ・ 条例についての勉強会。条例の意義、今後へどう生かすかなどについて、磯崎委員にご講義いただいた。
- ・ 今後の推進会議の進め方等について事務局より提案、承認される。
- ・ 幹事の選任（6名）

平成19年度 第2回（平成19年12月20日）

- ・ 行政で取り決めていくことの優先順位付け（パブコメ、会議公開の規定）
- ・ 住民が主体となって取り組むことについて、推進会議としての共通課題を探る。
 - 『地域の安全』をテーマにワークショップを実施し、「地域の防犯」「子どもの見守り」「道路整備」「高齢者の安全」などの項目別に課題を抽出。（課題を探る作業を通じて、ワークショップという手法を委員に体験してもらうことが狙い）

平成19年度 第3回（平成20年3月26日）

- ・ 条例の運用状況について報告、質疑応答及び意見聴取。
- ・ 前回優先順位を付けたパブコメと会議公開について、規定の骨子案を審議。今後、条文としての案を提示していく。
- ・ 前回ワークショップで抽出した『地域の安全』の課題について精査していく予定だったが、前項の議論に時間を要したため、次回へ持ち越し。

平成20年度 第1回（平成20年8月19日）

- ・ 会長の選出（前任者が所属団体の任期で辞職したため）
- ・ 前年度第2回のワークショップのまとめ。抽出した課題を、自助・共助・公助の視点で整理。今後、その役割分担をまちづくりの活動としてどう定着していくか議論していくこととした。
- ・ 会議公開、パブコメ手続に関する規則(素案)について検討
- ・ 住民活動支援のための方策について、今後まちづくり推進会議において検討するというを確認。

平成 20 年度 第 2 回 (平成 20 年 11 月 27 日)

- ・ 会議公開、パブコメ手続に関する規則(素案)について検討し承認。
- ・ 会議公開、パブコメ手続に関する規則の制定スケジュールを検討し承認。
- ・ 承認した会議公開とパブコメ手続に関する規則を推進会議(案)として町長へ提出するにあたって付帯する意見書の検討、承認。
→ 平成 20 年 12 月 2 日、町長へ意見書と二つの規則(案)を直接提出。

平成 20 年度 第 3 回 (平成 21 年 2 月 19 日)

- ・ 会議公開、パブコメ手続に関する規則の制定スケジュールについて、当初予定との遅れや今後の予定について報告。
- ・ 会議公開、パブコメ手続に関する規則(案)への職員からの質問・意見と事務局の考え方について報告。
- ・ 政策会議議事録の公開に関する建議書(案)について検討。提案書に修正して承認。
→ 同日、町長あてに提案書を提出。

第 1 期委員の取り組みのまとめ

第 1 期では、条例運用にあたり①行政がすべきことと、②住民が主体になって取り組むこと、の二つの側面から推進会議としての取り組みを進めた。

その結果として、①では会議公開規則とパブリックコメント手続に関する規則の内容について議論し、成果としては任期が終了後となったものの、規則として制定された。

また、政策会議の結果を公表するよう提言したが、これについては任期終了後に「現行の情報公開条例による公開請求にもとづき公開する」という町の回答を受けている。

②では、ワークショップという手法を体験しながら、「地域の安全」をテーマに課題の抽出を行い、課題の解決主体として自助・共助・公助の 3 つに分類する作業を行った。

第2期（平成21・22年度）

平成21年度 第1回（平成21年7月17日）

- ・ 委員の委嘱、会長・副会長の選出
- ・ 自己紹介、内規の承認
- ・ 幹事の選任（6名）
- ・ 「今後2年間の活動について」を議事として予定していたが、時間不足で次回へ持ち越した。

平成21年度 第2回（平成21年9月25日）

- ・ 「今後2年間の活動について」を議事として、前期（第1期）の取り組み内容や課題とされている事項などについて説明した後、今期（第2期）の推進会議として目指す方向性について議論した。
- ・ 「情報提供の方法（どうすれば自治基本条例を自分達の問題として町民に理解してもらえるか）」「具体的に条例を推進する方法（町民が自分達のものとしてまちづくりを推進する方法はどうすればいいのか）」「条例の中の具体化のテーマ（まちづくりを事業展開するとき、条例の中で何か具体化できる中身として何が考えられるか）」の3つを柱に、この任期中に具体化できる内容、スケジュールの検討を幹事会で行い、方向付けすることとした。
- ・ 幹事以外でも幹事会への出席を可能とした。

平成21年度 第3回（平成22年2月15日）

- ・ 幹事会の報告書（別添）の提案について、推進会議でどう具体的に進めていくか議論。
- ・ 具体的な場所を視察して、市民活動サポートセンターの取り組みや協働の取り組み、成果を考え、その中でPRの方法、より多くの必要な人に、必要な情報をどう提供するか考える。その意味では、本当に活動しているけれど情報が入ってきていない人達に対して、よりいっそうPR、情報を提供する、あるいは交流を深めていくということはどう進めていけばいいのか考える。
- ・ 住民投票については、投票の制度について先進事例を収集して、我々の中での学習を深めて、どういう形でこの研究が進めていけるか、実際にそういった研究に着手していく形で進めていく。
- ・ 視察に行つて1回目が終わりではなく、視察をした後に1回目の会議をする。その会議の時に、投票条例も先進事例の資料を配る。

そういう形でスタートして、より具体的に内容を吟味していくという形で新年度から取り組んでいく。

平成 22 年度 第 1 回（平成 23 年 7 月 14 日）

- ・ 委員の委嘱。
- ・ 茅ヶ崎市民活動サポートセンターを視察。視察結果を踏まえながら、住民活動を活発にするための場をどう考えていったらいいか議論。各団体の活動内容を相互に情報交換（共有）する場や住民活動を応援する拠点を充実した方が良くという考え方を共有。
- ・ 住民活動をする人や団体が交流する機会や場をどのように作っていけばいいのか、寒川町の施設で活動する団体のデータを把握しながら考えていく方向性を確認。

平成 22 年度 第 2 回（平成 22 年 10 月 14 日）

- ・ 自治基本条例の運用状況について報告。
- ・ 2 年間の集大成として、町長へ提言する内容について議論。
- ・ 提言の内容は、①（既存（生涯学習活動）の団体のデータを見ながら）色々な団体がネットワークを深めて活動していける仕組み作りが必要、②町の新しい制度などの情報を、町民に流すための情報体制の整備、③住民投票条例の着手、④町民等への条例の周知、職員への研修の 4 点とし、次回提言書をまとめることとする。

平成 22 年度 第 3 回（平成 23 年 2 月 25 日）

- ・ 前回の議論を踏まえ、最終的な提言書の修正内容を確認。後日、事務局において、修正したものを町への提言書として、町長へ提出。（内容は、資料番号 6 を参照）